

議案第 9 1 号

ひたちなか市基金条例の一部を改正する条例制定について

ひたちなか市基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年 8 月 2 9 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市基金条例の一部を改正する条例

ひたちなか市基金条例（平成6年条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

ひたちなか市森林環境基金	森林の整備及びその促進に関する事業を円滑に推進するため、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）による森林環境譲与税の譲与額を積み立てる。	1 森林の整備に関する施策に要する経費の財源に充てるとき。 2 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用（公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第2条第2項に規定する木材の利用をいう。）の促進その他の森林の整備の促進に関する施策に要する経費の財源に充てるとき。
--------------	---	--

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

ひたちなか市基金条例新旧対照表

旧			新			備考
別表（第2条，第4条，第6条関係） 積立基金			別表（第2条，第4条，第6条関係） 積立基金			
名称	目的及び積立の額	処分	名称	目的及び積立の額	処分	
略	略	略	略	略	略	
ひたちなか市湊鉄道線 振興基金	略	略	ひたちなか市湊鉄道線 振興基金	略	略	
			ひたちなか市森林環境 基金	森林の整備及びその促進に関する事業を円滑に推進するため，森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）による森林環境譲与税の譲与額を積み立てる。	1 森林の整備に関する施策に要する経費の財源に充てるとき。 2 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保，森林の有する公益的機能に関する普及啓発，木材の利用（公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第2条第2項に規定する木材の利用をいう。）の促進その他の森林の整備の促進に関する施策に要する経費の財源に充てるとき。	